

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく
事前評価に関する書面

大阪府三島郡本町百山2番1号

積水化学工業株式会社

高機能プラスチックカンパニー開発研究所

所長 豊嶋 克典

1 工場又は事業場の概要

工場又は事業場の名称	積水化学工業株式会社 高機能プラスチックカンパニー 開発研究所		
工場又は事業場の所在地	大阪府三島郡島本町百山2番1号		
資本金	1000億円	従業員数	(連結ベース) 26918人 (当工場) 493人
産業分類(中分類)	高機能材料の研究開発	主要製品名	合わせガラス用中間膜
工場又は事業場の特定施設 (号番号、名称、基数)	71の2 イ. 洗浄施設 52基		
排出水の量	第1排水 通常65m ³ /日、最大118m ³ /日		
汚水等の処理の方法	回転板接触、沈殿砂ろ過方式		

* 排水は非特定施設からの間冷却水及び湧水・雨水である。

2 許可申請の概要及びその理由

- ①. 第一実験場焼却室に特定流し1基を新設する。
- ②. 上記施設から排出される汚水などは全量下水道に放流するため、排水の汚染状態及び量の変更等はない。

3. 工場又は事業場の各排水口における排水の汚染状態の通常値及び最大の値、当該排水の一日当たりの通常量及び最大の量並びに当該排水の汚濁負荷量

排水口	区分 項目	現状				設置(変更)後				負荷量の増減 (kg/日)	
		水量・水質		負荷量(kg/日)		水量・水質		負荷量(kg/日)		通常	最大
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
第1排水口	排水量 (m ³ /日)	65	118			65	118				
	pH (—)	6.7	6.3~7.6			6.7	6.3~7.6				
	BOD (mg/L)	1.8	4.3	0.117	0.212	1.8	4.3	0.117	0.212	0	0
	COD (mg/L)	0.9	1.9	0.059	0.106	0.9	1.9	0.059	0.106	0	0
	SS (mg/L)	5未満	5未満	0.325	0.59	5未満	5未満	0.325	0.59	0	0
	T-N (mg/L)	1.4	2.1	0.091	0.165	1.4	2.1	0.091	0.165	0	0
	T-P (mg/L)	0.06未満	0.06未満	0.004	0.007	0.06未満	0.06未満	0.004	0.007	0	0
	n-Hex抽出物質 (mg/L)										
	n-Hex抽出物質 動植物油類 (mg/L)	0.7	1.3	0.046	0.083	0.7	1.3	0.046	0.083	0	0
	n-Hex抽出物質 鉱物油類 (mg/L)	0.5	0.6	0.033	0.059	0.5	0.6	0.033	0.059	0	0
	大腸菌数 (CFU/mL)	100	100			100	100				
1.4-ジメチル	0.05未満	0.05未満			0.05未満	0.05未満					
第2排水口	排水量 (m ³ /日)	0	0			0	0				
	pH (—)										
	BOD (mg/L)										
	COD (mg/L)										
	SS (mg/L)										
	T-N (mg/L)										
	T-P (mg/L)										
	n-Hex抽出物質 (mg/L)										
	大腸菌数 (CFU/mL)										
N o 3 ~ 6		雨水専用									
総合	排水量 (m ³ /日)	65	118			65	118				
	pH (—)	6.7	6.3~7.6			6.7	6.3~7.6				
	BOD (mg/L)	1.8	4.3	0.117	0.212	1.8	4.3	0.117	0.212	0	0
	COD (mg/L)	0.9	1.9	0.059	0.106	0.9	1.9	0.059	0.106	0	0
	SS (mg/L)	5未満	5未満	0.325	0.59	5未満	5未満	0.325	0.59	0	0
	T-N (mg/L)	1.4	2.1	0.091	0.165	1.4	2.1	0.091	0.165	0	0
	T-P (mg/L)	0.06未満	0.06未満	0.004	0.007	0.06未満	0.06未満	0.004	0.007	0	0
	n-Hex抽出物質 (mg/L)										
	n-Hex抽出物質 動植物油類 (mg/L)	0.7	1.3	0.046	0.083	0.7	1.3	0.046	0.083	0	0
	n-Hex抽出物質 鉱物油類 (mg/L)	0.5	0.6	0.033	0.059	0.5	0.6	0.033	0.059	0	0
	大腸菌数 (CFU/mL)	100	100			100	100				

備考：最大負荷量 (kg/日) = 最大排水量 (m³/日) × 通常水質 (mg/L) × 10⁻³

通常負荷量 (kg/日) = 通常排水量 (m³/日) × 通常水質 (mg/L) × 10⁻³

排水は非特定施設からの間接冷却水及び湧水・雨水である

4. 工場又は事業場の排水口の位置及び数並びに汚水等の処理系統

(1) 排水口の位置及び数

別図1のとおり6本（うち雨水専用4本）

(2) 汚水等の処理系統

別図2のとおり

5. 工場又は事業場の排水口周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項

(1) 排水経路（別図3参照）

排出先の河川・海域名	小畑水路 溝田水路	新幹線側水路 →上牧新川水路	淀川
環境基準点			枚方大橋右岸
環境基準類型			類型B

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チナム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素（※）	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素（※）	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

（※）海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準
(河川・海域)

類型	基準値								
	pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	—	25mg/L以下	5mg/L以下	1000CFU /100mL 以下	—	—	—
生物B	全亜鉛 (mg/L)			ノニルフェノール (mg/L)			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)		
	0.03mg/L以下			0.002mg/L以下			0.05mg/L以下		

6. 周辺公共用水域の水質の現況その他当該水域の現況に関する事項

(1) 周辺公共用水域の水質の現況

測定時期、測定機関：令和6年度大阪府域河川等水質調査報告書

(河川域)

環境基準点 淀川 枚方大橋右岸	pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)	1,4-ジオキサ ン (mg/L)	
類型B型	最小	7.7	0.5	2.7	2	0.64	0.060	<0.5	<0.005
	最大	7.9	2.0	3.7	7	1.3	0.12	<0.5	
	平均		1.0	3.1	5	1.0	0.093	<0.5	<0.005
		DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)					
	最小	7.3	1.9×10 ¹	0.82					
	最大	12	9.2×10 ³	0.93					
	平均	9.4	8.4×10 ²	0.88					
類型	全亜鉛 (mg/L)			ノニルフェノール (mg/L)			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩 (mg/L)		
生物B	0.006			<0.00006			<0.0006		

(2) 当該水域の現況に関する事項

農業用水に摂取している

7. 排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法

(1) 汚濁負荷量の増加の有無（有・無）

公共用水域への排出水は非特定施設からの間接冷却水及び湧水・雨水であり、特定施設からの排水は全量下水放流されているため。

(2) 以下は省略

8. その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

(1) 特定施設の管理体制

- ・ 所内各部署ごとに責任を持ち管理する
- ・ 施設の改廃、新設などの申請は、工務安全環境グループが窓口とする。

(2) 汚水処理施設の管理体制

- ・ 処理施設管理担当者を1名置く
- ・ 回転円板 1回/月 定期点検を実施（委託業者）

(3) 排出水の分析

- ・ 生活環境項目（pH、BOD、COD、SS、n-Hex抽出物質、T-N、T-P、大腸菌数等）については1回/月実施
- ・ 法律で定められている有害物質の全項目については、1回/年の分析を行う。（委託業者）

(4) 用途地域

- 1) 研究本館、各実験場は、準工場地域
- 2) イノベーションセンターは、第二種住居地域

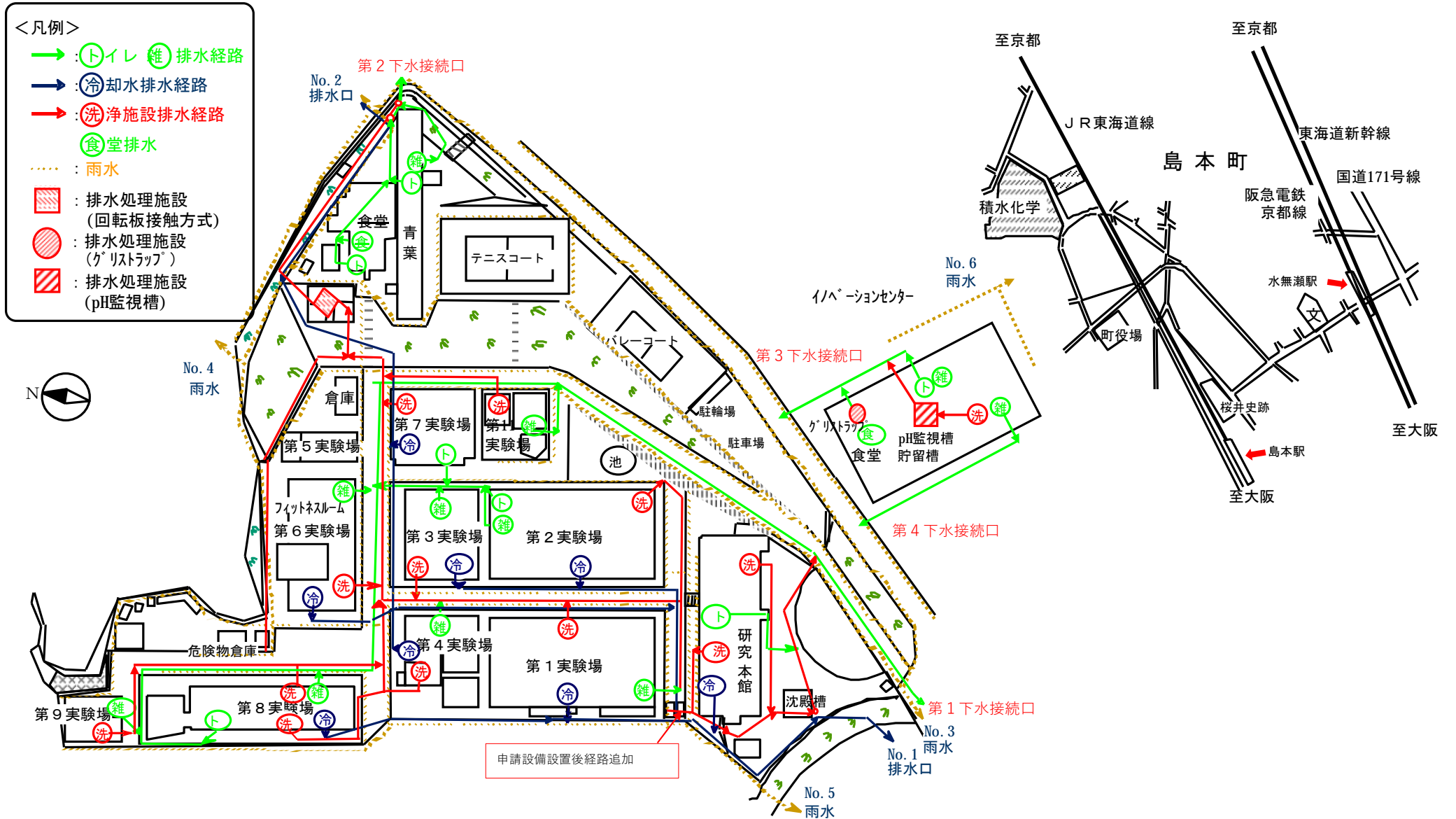
(5) その他参考となる事項

1.4-ジオキサンについて年1L購入しているが、特定施設では使用せず、使用後はすべて産廃処理されるため排出されない。

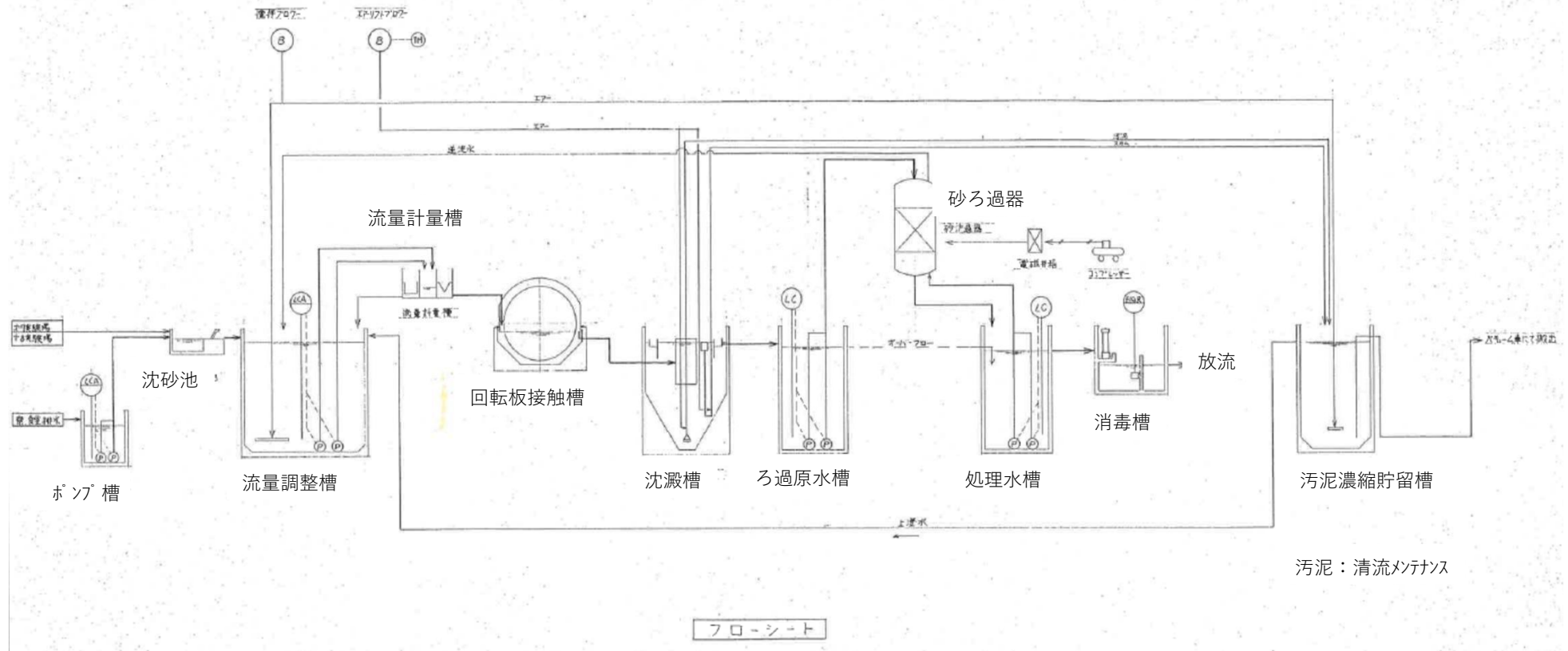
・平面図 処理施設の設置場所
・付近住宅地図

別図3 排水経路図

2026. 4. 20 現在



別図2 回転板接触、沈殿砂濾過方式図



別図3 用水水域の流出系統図

